

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8.1.25	R8.8.3	(1) 平成27年7月〇日に東京都調布市〇町〇丁目〇番で発生した火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）別記様式第35号、第36号消防活動総括表、別記様式第38号指揮活動表及び別記様式第48号出場表 (2) 令和4年1月〇日に東京都町田市〇町〇番で発生した火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）別記様式第35号、第36号消防活動総括表、別記様式第38号指揮活動表及び別記様式第48号出場表 (3) 令和4年12月〇日に東京都墨田区〇丁目〇番〇号で発生した火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）別記様式第35号、第36号消防活動総括表、別記様式第38号指揮活動表及び別記様式第48号出場表 (4) 令和6年3月〇日に東京都瑞穂町〇番〇号で発生した火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）別記様式第35号、第36号消防活動総括表、別記様式第38号指揮活動表及び別記様式第48号出場表 (5) 令和7年12月〇日に東京都江東区〇丁目〇番〇号で発生した火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）別記様式第35号、第36号消防活動総括表、別記様式第38号指揮活動表及び別記様式第48号出場表	148		●					●								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	東京消防庁警防部警防課
2	R8.6.5	R8.8.3	東京都品川区〇丁目〇番〇号〇で、令和4年8月〇日に発生した火災に関する消防活動記録のうち、東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び別記様式第36号	2		●					●								(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁警防部警防課
3	R8.7.24	R8.8.3	〇(東京都墨田区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年12月24日7本予(報)第1583号)	8		●					●	●							(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) この情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 (7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	東京消防庁予防部査察課
4	R8.7.27	R8.8.3	〇(東京都板橋区〇丁目〇番〇号)に係る、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和8年5月26日8志志(報)第27号)に係る消防用設備等点検報告改修計画書					●											届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防部査察課
5	R8.7.27	R8.8.3	〇(東京都板橋区〇丁目〇〇番〇号)に係る令和4年4月20日に提出された消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書					●											令和4年4月20日に受理した保存期間1年の公文書であるため、令和6年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防部査察課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R8.6.4	R8.8.3	○（東京都日野市○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（平成2年1月25日 日野消防署予防課第38号）の平面図及び案内図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和5年7月18日 日野消防署予防課第2023-0082号）の平面図及び系統図 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成27年6月17日 日野消防署予防課第2015-0050号）の平面図 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年2月10日 日野消防署予防課第2019-322号）の平面図 5 消防用設備等着工届出書（昭和47年11月24日 日野消防署予防課第110号）の配置図、系統図、断面図及び詳細図	27	●															東京消防庁予防部予防課
7	R8.6.4	R8.8.3	○（東京都日野市○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年3月26日 日野消防署予防課第2019-366号）の平面図及び系統図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和4年7月7日 日野消防署予防課第97号）の平面図 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和5年12月27日 日野消防署予防課第2023-285号）の平面図 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成18年7月10日 日野消防署予防課第71号）の平面図 5 消防用設備等設置届出書（平成10年1月26日 日野消防署予防課第28号）の平面図 6 消防用設備等着工届出書（昭和47年12月2日 日野消防署予防課第118号）の配置図、案内図、系統図及び設備図	48		●				●			●						（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
8	R8.7.21	R8.8.3	東京都江東区○丁目○番○号○に存する少量危険物施設についての少量危険物施設貯蔵取扱所設置（変更）届出書	0				●											当該公文書は、実施機関では取得しておらず、又は、既に文書保存期間が経過し廃棄されているため、存在しない。	東京消防庁予防部危険物課

令和 8 年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
9	R 8 . 6 . 1	R 8 . 8 . 3	火災調査書類（令和 8 年 5 月 2 9 日 7 荏小第 3 5 号）のうち、火災調査書、出火原因判定書、火災出場時における見分調査書、現場見分調査書、質問調査書（第 1 回）、質問調査書（第 2 回）、建物・収容物損害調査書、建物以外の損害調査書及び死傷者調査書	57		●					●				●				（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7 条 6 号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であつて、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
10	R 8 . 6 . 2	R 8 . 8 . 3	火災調査書類（令和 8 年 5 月 2 9 日 7 京予第 5 6 1 号）のうち、火災調査書、出火原因判定書、現場見分調査書（第 1 回）、現場見分調査書（第 2 回）、現場見分調査書（第 3 回）、質問調査書、出火建物・避難状況等調査書及び建物・収容物損害調査書	86		●					●				●				（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7 条 6 号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であつて、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R8.6.5	R8.8.3	火災調査書類（令和4年9月30日4井予第188号）のうち、火災調査書	2		●					●				●				（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
12	R8.7.24	R8.8.4	○(東京都杉並区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年12月9日7杉予(報)第1606号)	22		●					●	●	●						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7条3号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 （7条4号） 公にすることにより、内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部査察課
13	R8.6.9	R8.8.5	火災調査書類（令和8年4月27日7神三第328号）のうち、火災調査書及び出火原因判定書	5		●					●				●				（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

令和 8 年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
14	R 8 . 6 . 9	R 8 . 8 . 5	火災調査書類（令和 8 年 6 月 3 日 8 中東第 1 6 号）のうち、火災調査書	2		●					●				●				(7 条 2 号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 6 号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
15	R 8 . 7 . 28	R 8 . 8 . 6	○（東京都世田谷区○丁目○番○号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書					●											令和 4 年 1 1 月 2 4 日に受理した 1 年保存の公文書であるため、令和 6 年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない	東京消防庁予防部査察課
16	R 8 . 7 . 23	R 8 . 8 . 6	○（千代田区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 防火対象物工事等計画届出書（平成 2 4 年 9 月 7 日 神田消防署予防課第 2 9 6 号）の鑑 2 防火対象物使用開始届出書（平成 2 4 年 9 月 7 日 神田消防署予防課第 3 6 9 号）の鑑及び平面図 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 2 4 年 9 月 2 8 日 神田消防署予防課第 9 9 4 号）の鑑及び平面図 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 2 4 年 9 月 2 8 日 神田消防署予防課第 9 9 5 号）の鑑及び平面図	7		●					●		●						(7 条 2 号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7 条 4 号) また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
17	R 8 . 7 . 22	R 8 . 8 . 6	○（東京都豊島区○丁目○番○号）に係る電気設備設置（変更）届出書（昭和 5 2 年 9 月 2 日 豊島消防署予防課第 2 2 0 号）	12		●					●		●						(7 条 2 号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7 条 4 号) また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
18	R 8 . 7 . 27	R 8 . 8 . 6	○（東京都目黒区○丁目○番○号）の「○」に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（検査結果書含む）及び防火対象物工事等計画届出書 2 火を使用する設備等の設置届出書その検査結果書 3 当該店舗前に入居していた事業者から届出された防火対象物使用開始届出書の空調換気設備図	0				●											公文書の件名のうち、1 は平成 3 0 年に実施機関で取得及び作成をしているが保存期間を経過し、廃棄済みであるため、存在しない。 2 は実施機関にて取得されていないため、存在しない。 3 は平成 2 8 年に実施機関が当該文書を取得されているが、保存期間を経過し、廃棄済みであるため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課

令和８年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
19	R 8 . 7 . 24	R 8 . 8 . 6	○（東京都杉並区○丁目○番○号）に係る消防用設備等着工届出書（昭和 6 3 年 3 月 1 8 日 荻窪消防署予防課第 2 6 号）	27		●					●		●						（ 7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （ 7 条 4 号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防 部予防課
20	R 8 . 8 . 3	R 8 . 8 . 7	八王子消防署ほか 1 か所（ 8 ） オーバー ドア改修工事の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	6	●															東京消防庁総務 部施設課
21	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 7	東京消防庁荏原消防署小山出張所（仮称）庁舎（ 8 ）改築空調設備工事の代価表、見積比較表、共通費算定書及び特記仕様書	70	●															東京消防庁総務 部施設課
22	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 7	東京消防庁秋川消防署檜原出張所庁舎ほか 1 か所敷地測量の金入り内訳書	4	●															東京消防庁総務 部施設課
23	R 8 . 8 . 5	R 8 . 8 . 7	東京消防庁第十消防方面訓練場（ 8 ）新築昇降機設備工事の金入内訳書（諸経費計算書含む）	10	●															東京消防庁総務 部施設課
24	R 8 . 7 . 28	R 8 . 8 . 7	○（東京都千代田区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日 2 8 麴予（防）第 2 2 4 9 号）	48		●						●							（ 7 条 3 号）法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため。	東京消防庁予防 部防火管理課
25	R 8 . 7 . 28	R 8 . 8 . 7	○（品川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（平成 1 1 年 7 月 8 日 品川消防署予防課第 7 0 5 号）	23		●					●		●						（ 7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （ 7 条 4 号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防 部予防課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
36	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	(東京都江戸川区○丁目○番○号)に係る防火対象物点検結果報告書					●											届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防部査察課
37	R 8 . 7 . 28	R 8 . 8 . 17	○(東久留米市○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(平成2年7月26日 東久留米消防署予防課第279号)の平面図	8		●					●		●						(7条2号) 当該公文書の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条4号) また、当該公文書の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
38	R 8 . 7 . 28	R 8 . 8 . 17	○(東京都中央区○丁目○番○号)に係る消防用設備等設置届出書(昭和58年6月14日日本橋消防署予防課第98号)に添付されている系統図及び平面図	6		●					●		●						(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条4号) また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
39	R 8 . 7 . 28	R 8 . 8 . 17	○(千代田区○丁目○番○号)に係る以下の公文書 1 防火対象物工事等計画届出書(令和8年2月6日 神田消防署三崎町出張所第36号) 2 防火対象物使用開始届出書(令和8年2月6日 神田消防署三崎町出張所第62号) 3 防火対象物工事等計画届出書(令和8年5月22日 神田消防署予防課第14号) 4 防火対象物使用開始届出書(令和8年5月22日 神田消防署予防課第24号) 5 防火対象物工事等計画届出書(令和8年4月16日 神田消防署三崎町出張所第5号) 6 防火対象物使用開始届出書(令和8年5月29日 神田消防署三崎町出張所第25号)	106		●					●								(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁予防部予防課
40	R 8 . 7 . 30	R 8 . 8 . 17	○(東京都練馬区○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)開始届出書その1(昭和58年2月24日石神井消防署大泉学園出張所第42号)の配置図、平面図及び立面図	6		●					●		●						(7条2号) この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条4号) また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
41	R 8 . 7 . 29	R 8 . 8 . 17	○（江東区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（令和元年1 1 月 2 9 日 深川消防署予防課第3 3 7 号）の平面図 2 消防用設備等設置届出書（着工日平成6 年 9 月 7 日 深川消防署保管文書）の平面図	7		●					●		●						（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
42	R 8 . 7 . 30	R 8 . 8 . 17	○（東京都中央区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（令和6 年 3 月 1 日 京橋消防署予防課第1 2 1 9 号）	15		●					●								（7条2号） 当該公文書の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁予防部予防課
43	R 8 . 7 . 30	R 8 . 8 . 17	○（中野区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和5 3 年 7 月 1 3 日 中野消防署予防課第4 2 7 号）の系統図、配置図、案内図及び設備図	14		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
44	R 8 . 7 . 30	R 8 . 8 . 17	○（台東区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和5 6 年 1 0 月 2 4 日 浅草消防署予防課第8 3 号）の案内図、配置図、求積図、平面図、立面図及び断面図	15		●					●		●						（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
45	R 8 . 8 . 3	R 8 . 8 . 17	○（東京都文京区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成4 年 4 月 2 8 日 本郷消防署根津出張所第7 号）の鑑及び平面図 2 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（平成4 年 4 月 2 8 日 本郷消防署根津出張所第6 号）の鑑及び平面図 3 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（平成4 年 4 月 2 8 日 本郷消防署根津出張所第7 号）の鑑及び平面図 4 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（平成4 年 4 月 2 8 日 本郷消防署根津出張所第8 号）の鑑及び平面図	23		●					●		●						（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
46	R 8 . 8 . 3	R 8 . 8 . 17	○（板橋区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 工事整備対象設備等着工届出書（令和元年5月9日 板橋消防署予防課第37号）の自動火災報知設備の概要表 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和元年6月11日 板橋消防署予防課第91号）の誘導灯の概要表、誘導灯の試験結果報告書及び平面図	6	●															東京消防庁予防部予防課
47	R 8 . 8 . 3	R 8 . 8 . 17	○（板橋区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和元年6月11日 板橋消防署予防課第90号）自動火災報知設備の試験結果報告書及び平面図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和元年6月12日 板橋消防署予防課第92号）の概要表、消火器の試験結果報告書及び平面図	11		●							●						（7条4号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
48	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	○（足立区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）の鑑	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
49	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	○（足立区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）の鑑	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
50	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	○（足立区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）の鑑	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
51	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	○（足立区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年6月24日 千住消防署予防課第89号）の鑑	1		●						●							（7条3号） 当該公文書の一部の情報は、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
52	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	○（足立区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）の鑑	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分										不開示理由等	所管局部課等				
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号			6 号	7 号	8 号	9 号
57	R 8 . 7 . 18	R 8 . 8 . 17	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防同意調査書（平成3 0 年1 2 月1 0 日受付 3 0 麻飯（同）第1 9 号 確認申請） 2 消防同意調査書（平成3 0 年1 2 月1 0 日受付 3 0 麻飯（同）第1 9 号 確認申請）の 関係資料（平成3 0 年1 2 月1 0 日麻布消防署飯倉出張所第2 0 1 8 －1 9 号） 3 事前相談結果報告書（平成3 0 年5 月9 日 麻布消防署飯倉出張所作成） 4 工事整備対象設備等着工届出書（令和8 年5 月2 1 日 麻布消防署飯倉出張所第2 0 2 6 －0 0 1 0 号）及びその調査書 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和8 年6 月1 0 日 麻布消防署飯倉出 張所第2 0 2 6 －0 0 2 7 号）及びその調査書 6 検査結果書（令和8 年6 月1 0 日8 麻飯（設）第2 7 号） 7 防火対象物使用開始届出書（令和8 年3 月9 日 麻布消防署飯倉出張所第8 4 号）及び防 火対象物工事等計画届出書（令和8 年3 月9 日 麻布消防署飯倉出張所第2 0 2 5 －5 8 号） 並びにその調査書 8 検査結果書（令和8 年3 月9 日7 麻飯（設）第8 4 号） 9 通知書（令和8 年6 月1 9 日 麻布消防署予防課第1 3 2 号） 10 事前相談結果報告書（令和7 年9 月2 2 日 麻布消防署飯倉出張所作成） 11 2 0 2 5 年1 2 月○日○時○分東京消防庁麻布消防署飯倉出張所が受信したメール及び添 付ファイル（議事録）	150		●						●							（7 条2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することが できるため。 （7 条4 号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用 されるおそれがあるため。	東京消防庁予防 部予防課
58	R 8 . 7 . 18	R 8 . 8 . 17	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る令和8 年1 月1 日以降の消防同意調査書及び消防法令 適合通知書並びにこれらの関係する文書	0					●										当該公文書は実施機関で取得及び作成していないため、存在し ない。	東京消防庁予防 部予防課
59	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	○（中野区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和5 8 年5 月1 1 日 中野消防署予防課第2 7 6 号）の配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、階段詳細 図及び1 階換気設備図	24		●					●		●						（7 条2 号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にす ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるた め。 （7 条4 号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や 窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かす おそれがあると認められるため。	東京消防庁予防 部予防課
60	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 17	○（品川区○丁目○番○号）に係る竣工時の以下の文書 1 防火対象物使用開始届出書の平面図、立面図及び断面図 2 消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備、誘導灯及び連結送水管）の設備系統図及び 平面図	0					●										当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないた め、存在しない。	東京消防庁予防 部予防課
61	R 8 . 8 . 6	R 8 . 8 . 17	○（品川区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和6 1 年1 0 月 2 1 日 品川消防署予防課第3 1 3 3 号）の地下1 階から2 階までの平面図	12		●					●		●						（7 条2 号） この情報の一部は、特定の個人を識別することはできないが、 公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあ るため。 （7 条4 号） また、この情報の一部は、公にすることにより、建物内部への 侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を 脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防 部予防課

令和 8 年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
62	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 18	(1)足立消防署（7）空調設備改修工事 (2)大森消防署（7）空調設備改修工事 (3)狛江消防署（7）別館空調設備改修工事 (4)王子消防署（7）4階体育訓練室空調設備改修工事 (5)西新井消防署上沼田出張所（7）エアコンディショナー改修工事 (6)足立消防署（7）2階空調設備改修工事 (7)西東京消防署保谷出張所ほか2か所（7）冷暖房設備改修工事 (8)荻窪消防署天沼出張所（7）エアコンディショナー改修工事 以上8件の金額抜内訳書、金額入内訳書、代価表、諸経費計算書及び見積比較表	251	●															東京消防庁総務 部施設課
63	R 8 . 8 . 10	R 8 . 8 . 18	城東消防署ほか1か所（8）建具改修工事の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	5	●															東京消防庁総務 部施設課
64	R 8 . 8 . 16	R 8 . 8 . 18	東京消防庁王子消防署庁舎（8）便所内装改修工事の金入り内訳書（共通費算定書含む）	8	●															東京消防庁総務 部施設課
65	R 8 . 8 . 17	R 8 . 8 . 18	(1)東京消防庁葛西消防署庁舎（7）空調設備その他改修工事 (2)東京消防庁小金井消防署庁舎（7）空調設備改修工事 以上2件の金入り内訳書、共通費算定書、代価表及び見積比較表	324	●															東京消防庁総務 部施設課
66	R 8 . 7 . 1	R 8 . 8 . 18	江戸川区○令和3年7月5日から同月15日まで交通事故発生で消防車（隊）と救急車（隊） が出動し作成した一切の記録文書																（6条第1項第2号） 公文書を特定するために必要な事項に不備を認めたことから、 令和8年7月6日付けの書面により、開示請求に係る「公文書の 件名又は内容」の補正に係る連絡を求めたが、期限内に連絡 がなく補正に応じないため。	東京消防庁救急 部救急管理課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
67	R8.7.1	R8.8.18	江戸川区○令和3年7月5日～同月15日まで交通事故発生で消防車（隊）と救急車（隊）が出動し作成した一切の記録文書																（6条第1項第2号） 公文書を特定するために必要な事項に不備を認めたことから、令和8年7月6日付けの書面により、開示請求に係る「公文書の件名又は内容」の補正に係る連絡を求めたが、期限内に連絡がなく補正に応じないため。	東京消防庁警防部警防課
68	R8.8.4	R8.8.18	小金井市○丁目で発生した火災の火災等出場隊一覧リスト	2	●															東京消防庁警防部総合指令室
69	R8.8.4	R8.8.18	小金井市○丁目で発生した火災の火災等出場隊一覧リスト	2	●															東京消防庁警防部総合指令室
70	R8.8.10	R8.8.18	○（東京都大田区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成29年6月20日29調予（防）第158号）	10	●															東京消防庁予防部防火管理課
71	R8.8.6	R8.8.18	○（品川区○丁目○番○号）に係る防火対象物一時使用届出書（令和8年7月24日 品川消防署予防課第10号）	2		●					●								（7条2号） 当該公文書の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁予防部予防課
72	R8.7.28	R8.8.18	○（板橋区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（平成4年11月20日志村消防署予防課第4543号及び平成4年11月20日志村消防署予防課（屋外消火栓設備）第4547号）の鑑、平面図及び系統図 ○（板橋区○丁目○番一○号）に係る消防用設備等設置届出書（平成3年7月15日志村消防署予防課第999号）の鑑及び平面図	19		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
73	R 8 . 7 . 30	R 8 . 8 . 18	○（渋谷区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和6 0 年3 月 4 日 渋谷消防署予防課第2 1 5 号）の平面図	4		●							●						（7 条 4 号） 当該公文書の一部は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
74	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 18	○（江東区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和6 3 年5 月 2 7 日 深川消防署予防課第1 0 9 号）の1 階平面図	2		●							●						（7 条 4 号） 当該公文書の一部は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
75	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 18	○（江東区○丁目○番○号）及び倉持ビル（江東区扇橋2－3－7）に係る防火対象物使用開始届出書の1 階平面図	0			●												当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
76	R 8 . 8 . 5	R 8 . 8 . 18	○（中央区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（平成2 0 年8 月 4 日 京橋消防署予防課2 0－3 0 1 号）の鑑及びその検査結果書（平成2 0 年8 月 4 日 京橋消防署（使）第2 0－3 0 1 号） 2 防火対象物使用開始届出書（平成2 3 年1 月 3 1 日 京橋消防署予防課第8 3 9 号）の鑑及びその検査結果書（平成2 3 年1 月 3 1 日 2 2 京予（使）第8 3 9 号）	4		●					●		●						（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7 条 4 号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
77	R 8 . 6 . 26	R 8 . 8 . 18	火災調査書類（令和8 年6 月 2 3 日 8 麻飯第2 1 号）のうち、火災調査書、出火原因判定書及び現場見分調査書	47		●					●				●				（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7 条 6 号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であつて、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

令和 8 年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
78	R 8 . 8 . 7	R 8 . 8 . 20	○（東京都板橋区○町○番○号）に係る立入検査結果通知書(令和 8 年 6 月 5 日交付)	1		●					●	●							（ 7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （ 7 条 3 号） この情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防部査察課
79	R 8 . 7 . 28	R 8 . 8 . 20	○（東京都世田谷区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その 1（昭和 6 1 年 1 1 月 1 7 日 世田谷消防署予防課第 2 4 2 8 号）に添付された平面図、立面図及び断面図	20		●					●		●						（ 7 条 2 号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （ 7 条 4 号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
80	R 8 . 8 . 6	R 8 . 8 . 21	○（東京都渋谷区○丁目○番○号）に係る以下の公文書（ 2 4 枚） (1) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (2) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (3) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (4) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (5) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (6) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (7) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (8) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」	24	●															東京消防庁予防部査察課
81	R 8 . 8 . 6	R 8 . 8 . 21	○（東京都渋谷区○丁目○番○号）に係る以下の公文書（ 1 6 枚） (1) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付） (2) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (3) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (4) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」 (5) 立入検査結果通知書（平成 2 9 年 3 月 2 7 日交付）事業所名「○」	16		●						●							（ 7 条 3 号） この情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防部査察課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
82	R 8 . 6 . 29	R 8 . 8 . 21	○（北区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 2 6 年 7 月 1 4 日 滝野川消防署予防課第 5 6 号）の配置図及び平面図 2 工事整備対象設備等着工届出書（平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日 滝野川消防署予防課第 1 1 1 号）の付近図、平面図、立面図及び姿図 3 検査結果書（平成 3 0 年 1 月 1 8 日 2 9 滝予（設）第 2 0 3 号） 4 立入検査結果通知書1.1（平成 5 年 1 0 月 2 5 日交付） 5 立入検査結果通知書1.1（平成 8 年 8 月 7 日交付） 6 立入検査結果通知書1.1（平成 1 0 年 8 月 2 1 日交付） 7 立入検査結果通知書1.1（平成 1 1 年 7 月 6 日交付） 8 立入検査結果通知書1.1（平成 1 4 年 8 月 2 8 日交付） 9 立入検査結果通知書1.1（平成 1 7 年 8 月 2 3 日交付） 1 0 立入検査結果通知書1.3（平成 1 9 年 4 月 1 2 日交付） 1 1 立入検査結果通知書1.1（平成 2 4 年 5 月 2 1 日交付） 1 2 立入検査結果通知書1.1（平成 2 7 年 9 月 1 4 日交付） 1 3 立入検査結果通知書1.1（令和元年 5 月 1 5 日交付） 1 4 立入検査結果通知書1.1（令和 3 年 8 月 6 日交付） 1 5 立入検査結果通知書1.1（令和 8 年 6 月 2 4 日交付） 1 6 消防計画作成（変更）届出書（令和 8 年 6 月 2 6 日 滝野川消防署予防課第 1 3 8 号） 1 7 消防計画作成(変更)届出書一式（令和 3 年 8 月 2 3 日 3 滝予(防)第 1 9 9 号） 1 8 消防計画作成(変更)届出書一式（平成 2 7 年 8 月 2 6 日 2 7 滝予(防)第 2 2 1 号）	126		●						●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
83	R 8 . 8 . 4	R 8 . 8 . 21	○（世田谷区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（令和 3 年 1 0 月 2 9 日 成城消防署予防課第 9 5 号）	5		●						●								（7条2号） 当該公文書の 1 頁目に記載されている副本受領者の氏名及び電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁予防部予防課
84	R 8 . 8 . 6	R 8 . 8 . 21	○（東京都渋谷区○丁目○番○号）に係る検査結果書（平成 2 4 年 7 月 1 8 日 2 4 渋谷（使）第 6 5 2 号）	1	●																東京消防庁予防部予防課
85	R 8 . 8 . 6	R 8 . 8 . 21	○（東京都渋谷区○丁目○番○号）に係る新築建築物使用届（昭和 3 4 年 5 月 1 2 日 渋谷消防署予防課第 6 8 号）の平面図	4		●						●		●						（7条2号） 当該公文書の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号） またこの情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
104	R 8 . 8 . 13	R 8 . 8 . 26	○(東京都練馬区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和8年3月30日7石予(報)第1936号)(事業所名 ○)	10		●					●	●							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) この情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防部査察課
105	R 8 . 8 . 13	R 8 . 8 . 26	○(東京都練馬区○丁目○番○号)に係る防火対象物点検結果報告書					●												東京消防庁予防部査察課
106	R 8 . 7 . 2	R 8 . 8 . 26	火災調査書類 (令和8年6月16日8多予第46号)のうち、火災調査書	2		●					●				●				(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
107	R 8 . 8 . 21	R 8 . 8 . 27	東京消防庁秋川消防署檜原出張所庁舎改築工事基本設計の金入り内訳書	12	●															東京消防庁総務部施設課
108	R 8 . 8 . 18	R 8 . 8 . 27	千代田区○丁目○ー○付近及び、千代田区○丁目○ー○付近に設置されている防火水槽の構造図	2	●															東京消防庁防災部水利課
109	R 8 . 8 . 17	R 8 . 8 . 27	上野消防署において作成された令和8年8月○日の所属日誌	2		●					●								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁企画調整部企画課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

[illegible]

令和 8 年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
115	R 8 . 8 . 13	R 8 . 8 . 27	○（世田谷区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（平成元年 2 月 2 2 日 玉川消防署予防課第 1 0 3 号）の鑑及び試験結果報告書 2 消防用設備等着工届出書（昭和 6 3 年 1 2 月 7 日 玉川消防署予防課第 2 5 0 号）の鑑、概要表、電源系統図、仕様書及び系統図	16		●					●		●						（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7 条 4 号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
116	R 8 . 8 . 13	R 8 . 8 . 27	○（世田谷区○丁目○番○号）に係るスプリンクラー設備の消防用設備等設置届出書及び消防用設備等着工届出書（平面図及び断面図除く）	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
117	R 8 . 8 . 14	R 8 . 8 . 27	○（小平市○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（平成 2 年 8 月 2 9 日 小平消防署予防課第 4 0 2 号） 2 工事整備対象設備等着工届出書（令和 4 年 2 月 1 4 日 小平消防署予防課第 1 4 2 号）の鑑及び系統図 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和 4 年 2 月 2 5 日 小平消防署予防課第 2 0 2 1 － 0 2 2 5 号）の概要表、試験結果報告書及び平面図 4 消防用設備等設置届出書（平成 2 年 8 月 2 9 日 小平消防署予防課第 4 0 3 号） 5 消防用設備等設置届出書（平成 2 年 8 月 3 1 日 小平消防署予防課第 4 0 7 号） 6 消防用設備等設置届出書（平成 2 年 8 月 2 8 日 小平消防署予防課第 3 9 7 号）の鑑、試験結果報告書、分電盤結線図及び平面図	57		●					●		●						（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7 条 4 号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
118	R 8 . 8 . 17	R 8 . 8 . 27	○（豊島区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 2 1 年 5 月 1 3 日 池袋消防署予防課第 6 5 号）の平面図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日 池袋消防署予防課第 4 3 8 号）の平面図 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和 5 年 3 月 2 2 日 池袋消防署予防課第 6 4 6 号）の系統図及び平面図	5	●															東京消防庁予防部予防課
119	R 8 . 8 . 17	R 8 . 8 . 27	○（豊島区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和 5 0 年 1 2 月 2 日 池袋消防署予防課第 7 8 号）の平面図	4		●					●		●						（7 条 2 号） 当該公文書に記載されている製図者の印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7 条 4 号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課

令和 8 年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
120	R 8 . 8 . 20	R 8 . 8 . 27	○（品川区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（平成 3 0 年 2 月 2 8 日 荏原消防署予防課第 1 2 1 号） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 3 0 年 3 月 1 3 日 荏原消防署予防課第 3 8 0 号） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成 3 0 年 4 月 9 日 荏原消防署予防課第 3 号）	50	●															東京消防庁予防部予防課
121	R 8 . 8 . 17	R 8 . 8 . 27	令和8年8月○日に作成した広聴事務処理票、広聴現場状況写真	2		●					●				●				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7条6号） 広聴事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁企画調整部広報課
122	R 8 . 8 . 17	R 8 . 8 . 27	通報内容に「過去に何度も改善を求めたが改善されなかった」との趣旨が含まれている場合、その事実確認の経過及び判断過程がわかる文書						●										当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に規定する特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、同条例第 1 0 条に基づき、当該公文書の存否を明らかにせず不開示とする。	東京消防庁企画調整部広報課
123	R 8 . 7 . 16	R 8 . 8 . 28	旧日本海軍軍楽隊楽譜	80	●															東京消防庁総務部総務課
124	R 8 . 8 . 18	R 8 . 8 . 28	港区○丁目で発生した火災の火災等出場隊一覧リスト	2	●															東京消防庁警防部総合指令室
125	R 8 . 8 . 18	R 8 . 8 . 28	港区○丁目で発生した火災の火災等出場隊一覧リスト	2	●															東京消防庁警防部総合指令室
126	R 8 . 8 . 19	R 8 . 8 . 28	○（東京都世田谷区○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書					●											作成の事実がなく、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防部査察課

令和 8 年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
127	R 8 . 8 . 20	R 8 . 8 . 28	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書					●											届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防 部査察課
128	R 8 . 8 . 19	R 8 . 8 . 28	○（世田谷区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（平成 2 5 年 1 2 月 3 日 世田谷消防署宮の坂出張所第 4 2 号）の鑑、平面図及び立面図 2 防火対象物使用開始届出書（平成 2 6 年 7 月 1 8 日 世田谷消防署宮の坂出張所第 1 5 号）の鑑、平面図及び立面図 3 防火対象物使用開始届出書（平成 3 1 年 2 月 2 8 日 世田谷消防署予防課第 3 9 4 号）の鑑、及び平面図 4 防火対象物使用開始届出書（令和元年 1 2 月 9 日 世田谷消防署予防課第 2 8 0 号）の鑑 5 防火対象物工事等計画届出書（令和 3 年 9 月 2 9 日 世田谷消防署宮の坂出張所第 2 0 2 1－0 0 1 6 号）の鑑及び平面図 6 防火対象物使用開始届出書（令和 3 年 9 月 2 9 日 世田谷消防署宮の坂出張所第 2 0 2 1－0 0 3 1 号）の鑑及び平面図	14	●															東京消防庁予防 部予防課
129	R 8 . 8 . 24	R 8 . 8 . 31	(1) 令和 5 年度 東京消防庁消防官採用試験（Ⅰ類1回目・Ⅰ類2回目）の教養試験問題及び解答 (2) 令和 6 年度 東京消防庁消防官採用試験（Ⅰ類1回目・Ⅰ類2回目）の教養試験問題及び解答 (3) 令和 7 年度 東京消防庁消防官採用試験（Ⅰ類1回目・Ⅰ類2回目）の教養試験問題及び解答	201	●															東京消防庁人事 部人事課
130	R 8 . 8 . 17	R 8 . 8 . 31	○(東京都豊島区○丁目○番○号)に係る禁止行為の解除承認申請書(令和 8 年 5 月 2 2 日 8 豊予(障)第 1 3 号)	14	●															東京消防庁予防 部査察課
131	R 8 . 8 . 18	R 8 . 8 . 31	○(東京都大田区○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書					●											当該公文書は、令和 3 年 2 月 1 1 日に交付した保存期間 1 年の公文書であるため、令和 4 年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防 部査察課
132	R 8 . 8 . 22	R 8 . 8 . 31	東京都世田谷区○丁目○番○号所在の建築物「○」について、2 0 1 8 年 5 月○日から本請求日までに東京消防庁が作成、取得又は保有した次の公文書の開示を請求します。 1．立入検査の実施及びその結果に関する文書 2．火災予防上又は消防法令上の違反、危険性、要改善事項についての通知、指導、行政指導、命令等に関する文書 3．改修指導、改修計画、改善報告又は是正確認に関する文書 4．消防用設備等の点検結果報告、要改善事項又は不備について消防署が保有する文書 5．当該建築物の防火・消防上の安全性について、所有者、管理者その他関係者と行った相談、協議又は連絡について文書として保有するもの					●											当該公文書は、作成及び受理の事実がなく、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防 部査察課

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

[illegible]

令和8年度 公文書開示(8月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
140	R8.8.21	R8.8.31	○（港区○丁目○番○号）に係る以下の公文書（個人情報及び印影を除く。） 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和5年7月31日 赤坂消防署予防課第653号） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和7年5月23日 赤坂消防署予防課第1306号） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和7年5月23日 赤坂消防署予防課第1307号）	73		●							●						（7条4号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため。	東京消防庁予防部予防課
141	R8.8.17	R8.8.31	○（豊島区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（令和8年5月15日 豊島消防署予防課第103号）	7	●															東京消防庁予防部予防課
142	R8.8.20	R8.8.31	○（板橋区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（平成3年8月9日志村消防署予防課第1135号）の平面図	2		●					●		●						（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁予防部予防課
143	R8.8.19	R8.8.31	○（港区○丁目○番○号）に係る検査結果書（令和6年6月17日 6芝予（使）第409号）	2		●					●								（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁予防部予防課